

# ごみの戸別収集におけるモデル地区の試行について

## 目的

家庭から出るごみの減量化・資源化の更なる推進や地域包括ケア社会の実現に向けたごみ出し環境の改善を目指して、住宅団地や戸建住宅の密集状況、集合住宅や戸建住宅が混在する地区をモデル地区として、新たな収集体制を検討するために戸別収集の試行を実施いたします。

戸別収集とは、建物ごとに公道に面した敷地内にごみを出し、収集する方法です。

## 1 試行を実施するモデル地区

地区	金田	まつかけ台	小野
自治会	金田上部 金田中部 金田東部	まつかけ台	岩田・町屋・竹の内 川野・桂木 堀合 中屋・榎田・櫛山 上村・神明前
世帯数	1, 396世帯	723世帯	408世帯
現行集積所	73箇所	22箇所	25箇所
戸別収集予定箇所	859箇所	723箇所	381箇所
地域特性	戸建住宅や 集合住宅等が混在	住宅団地	郊外の住宅地

## 2 対象とするごみ

もえるごみ

※ もえないごみや資源については、現行どおり集積所を使用して、収集します。

## 3 戸別収集日 **※収集日は変わりません。**

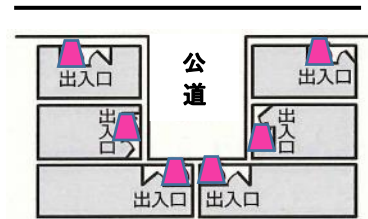
金田地区・まつかけ台地区：もえるごみの日 火曜日、金曜日  
小野地区： 月曜日、木曜日

## 4 ごみの出し方

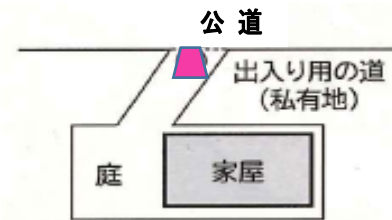
- (1) 午前8時30分までに、公道に面した敷地内に排出します。
- (2) 戸建住宅ごとに公道から見えやすい場所に排出します。
- (3) 透明か半透明の袋を使用します。
- (4) カラスやネコなどからごみを守るため、各家庭でふた付きポリバケツ、収納ボックス、ネット等の対策を行う。

## 5 ごみを出す場所の例

- (1) 家屋の出入口が公道に面している場合 (2) 家屋が公道から袋小路になっている場合



- (3) 家屋の出入口が公道より上、下にある場合 (4) 家屋が公道から私道で繋がっている場合



- (5) 集合住宅の場合 敷地内のごみ集積所に排出します。

## 6 集合住宅における収集方法

- (1) ごみ集積所が設置 ➡ 現在使用しているごみ集積所で収集します。  
 (2) ごみ集積所が未設置 ➡ 新たに集積所を敷地内に設置し、収集します。

## 7 収集できない場合

- (1) 収集員が、公道からもえるごみを確認できなかったとき。  
 (2) 排出されたもえるごみの中に、もえるごみ以外のもの（缶やビンなど）が混入されたとき。  
 (3) 門扉の内側にごみを置く戸建住宅で、収集時に公道側から門扉が開かなかったとき。

## 8 期待される効果

- (1) 高齢者、障がい者や子育て世代の負担軽減  
 (2) 資源物の混入が減少し、ごみが減量〔適正なごみ排出の促進〕  
 (3) 不法投棄が減少  
 (4) 排出者責任の明確化

## 9 今後の予定

平成 30 年 10 月～11 月	モデル地区自治会連絡協議会への説明
12 月	厚木市議会全員協議会への報告
平成 31 年 2 月	モデル地区内住民説明会の開催
4 月	広報あつぎ、市ホームページ等に掲載（戸別収集試行）
5 月	戸別収集試行開始